特　記　仕　様　書

１．業 務 名　　史跡船来山古墳群基本設計業務委託

２．履行場所　　史跡船来山古墳群（岐阜県本巣市上保地内）ほか

３．履行期間　　契約の日から令和６年３月 28 日

４．業務概要

船来山古墳群は東海地方最大級の古墳群であり、平成 31 年２月に国の史跡に指定されている。

本業務では、貴重な文化財として適切に保存管理し後世に引き継ぎ、あわせて地域の人々が親しみ学ぶことのできる環境をつくるため、船来山古墳群整備に関わる基本設計を作成する。

令和４年度策定の「史跡船来山古墳群整備基本計画」及び令和２年度策定の「史跡船来山古墳群保存活用計画書」、平成 27 年度策定の「船来山古墳群保存活用基本構想」の内容を十分に理解した上で、具体的な整備工法や展示手法等を比較検討し、史跡の基本設計書を作成する。

また、設計範囲の縦横断測量（整備対象範囲５ha のうち整備範囲３ha）も合わせて実施することとする。

５．業務内容

（１）測量業務

おおむね下記の条件にて設計範囲の縦横断測量を実施する。なお、令和元年度に航空レーザ測量を実施しているため、必要に応じて、その際の成果品データは発注者が提供する。

①計画準備

②４級基準点測量（伐採なし、永久標識設置なし）

山林　12 点

③現地測量（S＝1/250、0.03ｋ㎡）

・縦断測量

山林　0.70km（S＝1/250）

・横断測量

山林　0.70km（S＝1/250）

・中心線測量

山林　0.70km（S＝1/250）

④図面作成

⑤打合せ協議（中間３回）

※上記は最低限であり、必要があれば増加してもかまわない。

（２）設計業務

おおむね下記の条件にて史跡の基本設計を作成する。設計に当たっては、専門家等で構成される本巣市船来山古墳群整備委員会（以下「委員会」という。）の指導のもと、本質的価値を顕在化し、併せて遺構の適切な保存と効果的な整備・活用が図られるような手法を検討する。

設計対象項目は、令和４年度策定の「史跡船来山古墳群整備基本計画」第６章記載の（１）～（13）に関わるものを基本とする。
特に下記の事項についての提案を盛り込むこと。
・船来山 58 号墳復元案（天井石を偽岩で復元する内容を含む）
・石室展示案（砂岩の石室を冬場の雪害、放射冷却の害から守りながら展示する案）
・整備事業に係る経費削減案
・船来山古墳群の本質的価値が来園者に伝わる整備案、基本設計案

①計画準備（過去の調査報告書や整備基本計画書等の内容把握）
②現地踏査
③基本設計草案の作成
　設計条件の整理
　基本設計案の検討
　（保存のための施設、公開・活用のための施設、管理運営のための施設）
　概算工事費の算出
　検討用パース図の作成（Ａ３サイズ、１枚程度）
　基本設計草案のとりまとめ
④委員会対応（２回程度開催）
　会議前の調整
　会議資料作成
　会議への出席
　会議録作成
⑤整備基本設計書作成
　委員会意見の整理と設計への反映
　基本設計内容の検討
　基本設計書のとりまとめ
⑥打合せ協議（中間３回）

（３）業務報告書作成
　業務に伴う書類・資料をファイルに整理し、業務報告書を作成する。

（４）受託者は、当該業務に係る年間の業務計画書を提出し、業務全般の進捗管理を適宜行うとともに、関連業務（史跡の追加指定関連事務、文化庁協議関連事務等）において円滑な事務事業の実施が図られるよう、事務局を支援するものとする。

６．成 果 品
（１）基本設計書　　３部
（２）測量成果簿　　３部
（３）業務報告書（基本設計報告書、測量成果簿を含む）　１式
（４）業務報告書の電子データ　１式

７．特記事項
（１）史跡船来山古墳群の重要性やこれまでの調査成果、及び史跡をとりまく環境等を十分に把握した上で業務を行うこと。
（２）文化庁文化財部記念物課発行の「史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業 報告書」、同課監修の「史跡等整備のてびき - 保存と活用のために - 」、「発掘調査のてび

き」等、文化庁が示す指針等に沿った基本設計となるよう業務を行うこと。
（３）業務の履行に際しては担当課と十分な協議を行った後、実施すること。
（４）業務の履行に際して本巣市の所有する関連資料は必要に応じて貸与するものとする。
（５）本業務を確実に履行できる技師（国史跡の整備基本設計業務等に関する主体的な実務経験を有する）を配置できること。遺跡、史跡整備のコンサルタントを実施することが出来ること。発掘調査後野ざらしのまま 20 年以上経過している古墳が多数あるため、石室の保存活用のための技師を配置することができること。過去 10 年間に国または地方公共団体が発注した本業務と同種の業務を受託し、完了した実績を一つ以上有していること。業務担当者は、過去 10 年以内に古墳等史跡の保存整備に関する計画・設計・施工監理等の業務に従事していること。
（６）当仕様書に定めのないこと、不明なことは、担当課と協議の上、実施すること。

参考：市が貸与する資料
（１）「船来山古墳群保存活用基本構想」（平成 27 年度）
（２）「船来山古墳群総括報告書」（平成 28 年度）
（３）「令和元年度船来山古墳群航空レーザ測量成果報告書、赤色立体図」
（４）「令和元年度船来山古墳群石室カルテ」（船来山 0 支群 38 基、発掘調査当時と現在の状態を比較調査し、劣化具合をまとめたもの）
（５）「史跡船来山古墳群保存活用計画」（令和 2 年度）
（６）岐阜県立岐阜農林高等学校森林科学科「船来山 0 支群植生調査成果（2020 年度）」
（７）「船来山古墳群」報告書（平成 9 年度）
（８）「本巣市船来山 24 号墳東京国立博物館所蔵資料の調査」（平成 30 年度）
（９）「本巣市船来山古墳群整備基本計画策定業務報告書」（令和 4 年度）
※このほか市で所有所蔵している資料を貸与する

８．担 当 課　　本巣市教育委員会　社会教育課
　　０５８－３２３－７７６４　内線２２３９